

当初/変更

令和9年度 県単園芸補助事業 実施計画書 (1戸)

市町名	品目名	園芸産地 888計画	策定主体名	策定・見直し(予定)年月日	事業 区分
整理番号	事業実施主体名				

1. 受益者概要

事業実施主体の区分	市町長特認理由(経営基盤強化対策に1戸で取り組む場合のみ)	消費税の課税区分
認定(予定)年月日 (認定農業者・認定新規就農者のみ)	経営開始年月日 (新規就農者のみ)	

2. 事業の目的

3. 成果目標

事業区分	成果目標	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)	数値目標の根拠・検証方法

※成果目標(A)又は(B)を選択した場合は、ステップアップ計画書(別紙C)を添付すること。  
 ※関連する中古ハウスリノベーション対策を2か年度に渡って実施する場合、目標値は事業実施2か年度目の翌々年度とし、これに合わせて事業評価も実施すること。

4. 事業内容

取組品目名	作付面積		GAP等の取組	中山間
	現状値(令和 年度)	目標値(令和 年度)		
	a	a		

※「GAP等の取組」欄は、実施要領別表6から受益者が取り組むGAP等の種類を選択すること。  
 ※「中山間」欄は、受益地がチャレンジ中山間かつ中山間地域等に該当する場合には、○を記入すること。

事業内容	事業量	受益面積 (a)	補助率	総事業費			補助対象事業費	補助金		その他	施行方法	竣工(予定) 年月	補助残融資	担保	備考
				税抜	消費税	計		県費補助金	市町費						
						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
合計						0	0	0	0	0					

※ 事業区分の補助率毎に行を分けて額を記入すること。  
 ※ 果樹経営対策事業を活用する場合は、補助率の後ろに(果樹経)がある補助率を選択すること。  
 ※ 補助残について融資を受ける予定の場合には、「補助残融資」欄に融資名、金額、借入予定時期を記入し、金融機関への相談状況等がわかる書類を添付すること。  
 ※ 補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合、「担保」欄に○を記入すること。  
 ※ 「備考」欄には仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額○○円(県費相当額)」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

## 5. 添付書類

- 概算設計書、見積書等、代行旅行料計算書等、事業費の積算根拠となる資料
- [施設等設置場所周辺図（参考様式1）](#)
- [施設・機械等の管理運営規程（参考様式2）](#)
- [誓約書（別紙D）](#)
- [種苗法に関する誓約書（別紙E）](#) ※農業協同組合（農業者にリース方式で支援する場合、又は農作業受託者にレンタル方式で支援する場合を除く）が事業実施主体の場合、提出不要
- [ステップアップ経営者育成対策において成果目標（A）又は（B）を選択した場合](#)：[ステップアップ計画書（別紙C）](#) ※受益者毎に作成すること
- 施設又は事業量が面積の装置を整備する場合：求積表、設計図、図面
- 機械を整備する場合：カタログ、写真等
- [品目たまねぎで機械を導入する場合](#)：[たまねぎ機械導入・高度化計画（参考様式8）](#)
- [営農開始に必要な生産資材等を導入する場合において、見積書が複数ある場合](#)：[営農開始に必要な資材等一覧表（参考様式7）](#)
- 総事業費が20,000千円（新規就農者育成対策の場合10,000千円）以上となる場合、観光農園用の施設等を整備する場合、長寿命化対策で面積が縮小される場合等：収支計画書
- 別記1の6のなお書きに該当する場合、育苗ハウスや管理室等を整備する場合等：機械・施設規模決定計算書
- 県内において導入実績がほとんどない機械・装置等の場合：機種選定根拠資料
- [長寿命化対策に取り組む場合](#)：[耐用年数が経過したことがわかる資料、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、長寿命化対策上限事業費計算書（参考様式3）](#)
- 中古ハウスリノベーション対策に取り組む場合：[中古園芸用ハウス等の経過年数がわかる資料（又は耐用年数が経過していることがわかる資料）、事業実施後7年以上利用可能であることが確認できる資料、中古園芸用ハウス等の持ち主と事業実施主体の受益者全てが3親等内の親族ではない旨の誓約書（任意の様式）](#) ※取得の場合に限る  
新規就農者以外の事業実施主体のうち、事業実施年度の1年度前までに中古園芸用ハウスを取得した、知事が特に必要と認める事業実施主体については、当該中古園芸用ハウスを取得した日を示す売買契約書の写し等
- [中古ハウスリノベーション対策を2か年度に渡って実施する場合](#)：[関連する中古ハウスリノベーション対策を2か年度に渡って実施する場合にかかる誓約書（別紙J）](#)  
[中古ハウスリノベーション対策 年度別計画表（別紙K）](#)
- 大雨・大雪被害防止対策に取り組む場合：大雨・大雪の被害を受ける可能性があることが確認できる資料、園芸用ハウス等の建て替え先が大雨による被害を受ける可能性が極めて低いことが確認できる資料、既存の園芸用ハウスの経過年数が確認できる資料、事業実施後7年（又は耐用年数から経過年数を差し引いた残存年数）以上利用可能であることが確認できる資料
- [別記1の9に規定する施設・機械等を整備する場合](#)：[国の共済制度又は農業共済組合の保険等への加入に関する誓約書（別紙F）](#)
- 有機農産物に取り組む場合：有機農産物認定書（見込まれる者は認定申請書案）の写し
- 佐賀県特別栽培農産物の認定が見込まれる者の場合：認定申請書案の写し
- 別表2の事業主体のうち（1）の場合：就農時期に関する市町長からの確認書
- [別表3の事業実施主体において（1）及び（4）のうち農作業受託を実施する場合、（2）、又は（3）のうち農作業受託者にレンタル方式で支援する場合](#)：[農作業受託計画書（参考様式5）](#)
- 別表3の事業実施主体のうち（4）の（エ）の場合：新規雇用による延べ年200人日以上の雇用計画書
- 別表3の事業実施主体のうち（4）の（オ）の場合：進出市町と締結した協定書等の写し、新規地元雇用者等の雇用計画書、新規就農者等の研修計画
- [根域制限栽培施設](#) 又は [V字ジョイント栽培施設整備に取り組む事業実施主体で、果樹経営支援対策事業（国庫）の対象となる場合](#)：[佐賀県園芸農業振興基金協会業務方法書 別記様式1号、補助対象事業費計算書（参考様式4）](#)
- [省力樹形の導入による省力化と一体的なスピードブレイヤーの再整備を実施する場合](#)：[省力化推進計画（参考様式9号）](#)
- 園芸団地整備対策に取り組む場合：市町又は地域園芸団地運営協議会が策定する園芸団地構想
- [効率的な露地野菜集出荷対策に取り組む場合](#)：[集出荷システム整備計画（参考様式6）](#)
- その他必要な資料